

秋田市物品入札参加者資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市が発注する物品の買入れ、修繕又は製造の請負の競争入札（以下「入札」という。）に参加する者の入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に必要な事項を定める。

(資格審査)

第2条 市長は、入札に参加しようとする者について、資格審査を行うものとする。

2 資格審査は、3年に1回定期の審査を行うものとし、その他追加の審査は随時行うものとする。

3 次に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 秋田市内に営業所を有していない者
- (3) 市税等に未納がある者
- (4) その他市長が適当でないと認めた者

4 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 年間販売実績
- (2) 従業員数
- (3) 自己資本額
- (4) 流動比率
- (5) 営業年数
- (6) 本社事業所の所在地
- (7) 納税状況

(資格審査の申請)

第3条 前条の規定による資格審査を受けようとする者は、物品入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）により、市長に対し、申請しな

なければならない。

- 2 前項の申請書の様式および当該申請書に添付する書類並びにそれらの提出期限は、別に定める。

(登録)

第4条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者について、物品業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 名簿の有効期間は、名簿登録の日から次期の定期の審査に基づく名簿登録の日の前日までとする。

(資格審査の結果通知)

第5条 市長は、資格審査の結果について、第3条に規定する申請を行った者に対し、通知するものとする。ただし、資格審査の結果を秋田市ホームページに掲載する場合は、通知を省略できるものとする。

(変更の届出)

第6条 第4条第1項の規定により名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）は、営業を廃止したとき又は次の事項について変更があったときは、物品入札参加資格審査申請書変更届に関係書類を付して、すみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称、住所、電話番号およびFAX番号
- (2) 法人の代表者又は個人事業主の氏名および印
- (3) 契約締結権者等の委任者又は受任者の氏名および印
- (4) 銀行振替（振込）口座
- (5) 電子メールアドレス

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、名簿からの登録を抹消することができるものとする。

- (1) 営業を廃止した者
- (2) 第2条第3項の規定に該当した者
- (3) 申請書および当該申請書に添付した書類に虚偽の事項を記載した者
- (4) 前条の規定に反し、変更の届出を怠った者

(資格審査委員会の設置)

第8条 資格審査を行うため、物品入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

(資格審査委員会の組織)

第9条 資格審査委員会は、委員長1名、委員7名をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、総務部次長、総務課長、財政課長、財産管理活用課長、会計課長、契約課長および契約課参事又は契約課長補佐をもって充てる。

(委員長)

第10条 委員長は、会議を統理する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(資格審査委員会の会議)

第11条 資格審査委員会は、委員長が招集する。

2 資格審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の秋田市物品入札参加者資格審査要綱の規定により、資格審査を受け、名簿に登載されている者の取扱いおよび当該名簿の有効期間は、なお従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。